

安全衛生経費を内訳として明示するための 「標準見積書」について

【安全衛生経費の積算方法】

① 現場安全衛生経費

現場での安全衛生経費を積算し、現場の直接工事費に対する割合を算出
当該現場の安全衛生経費(A) / 当該現場の直接工事費(D)

② 店社安全衛生経費

年間の店社安全衛生経費を集計し、会社の年間完成工事原価に対する割合を算出
店社安全衛生経費(B) / 年間完成工事原価(C)

③ 安全衛生経费率(当該現場における率)

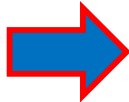
当該工事の直接工事費に対する安全衛生経費の割合を算出
①+②

④ 安全衛生経費

当該現場の直接工事費に安全衛生経費を乗じて算出
当該現場の直接工事費(D) × ③

⑤ 型枠施工面積当り安全衛生経費

安全衛生経費を当該現場の型枠施工面積で除して算出
④ / 当該現場の型枠施工面積(E)



見積り書への記載は
施工面積 × ⑤

【安全衛生経費の積算方法】

1. 現場の安全衛生経費を積算(A)

「保護具の購入費」と「その他項目」を積算

① 保護具の購入費

計算方法: 購入金額 / (耐用年数 × 年間労働日数) × 総人工数

計上項目: (1) 保護帽(ヘルメット)

(2) 墜落制止用器具(安全帯)

(3) 安全靴

(4) 空調服

(5) その他1(保護メガネ※)

(6) その他2(反射ベスト※)

② その他項目

①以外の現場特有の安全活動費を積算(職長活動、パトロール、新規入場等)

計算方法: 労務単価 × 時間 × 日数

計上項目: (1) 記載項目(職長安全巡回等※)

(2) 記載項目(職長会パトロール週1回※)

(3) 記載項目()

※ 算出例に記載

2. 店社安全衛生経費を集計(B)

自社で支出した1年間(決算期間)の費用を計上(下請会社にかかる費用も含む)

① 労災保険料(年間)

(1) 会社(支店・営業所を含む内勤部門)の労災保険料

(2) 加工場・置場・ヤードの労災保険料

(3) 中小事業主・一人親方の特別加入保険料

② 労災上乗せ保険料

役員保険、会社従業員、技能者(自社・下請)、一人親方保険を全て含む
複数加入の場合は合算した額。元請協力会等で行う上乗せ保険料を含む。

③ 健康診断費用

自社で実施し支出した費用

④ 元請会社の設置する安全衛生協力会(災防協等)の会費

自社で支出する費用の全額(関係元請会社に支払う総額)

⑤ 工事現場単位の職長会費等安全衛生協力費

全工事現場における自社で支出する費用の年間総額

⑥ 店社安全活動費

安全衛生法令に定める法定教育(技能講習、特別教育等)取得費の総額

- (1)安全大会開催費
- (2)安全衛生教育費

⑦ その他項目で安全衛生経費として記載すべき項目

- (1)記載項目(事業保証保険※)
- (2)記載項目(〇〇工務店安全協力会費※)
- (3)記載項目(大工・解体職長勉強会※)
- (4)記載項目(資材加工ヤード熱中症対策スポットクーラー設置費※)
- (5)記載項目(資材加工ヤード安全点検費※)
- (6)記載項目()
- (7)記載項目()

※ 算出例に記載

【課題】

見積書への安全衛生経費の記載方法について、2案を検討中。

【案1】「一般管理費」の直下に「安全衛生管理費(安全衛生経費)」を1行記載。記載事項は

①安全衛生経费率% ②型枠数量 m^2 ③安全衛生経費 m^2 単価 ④安全衛生経費金額円

但し一般管理费率は安全衛生経费率を除くものとする。

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	備 考
d.一般管理費	16.3%	m^2	9,019.0	1,150	10,371,691	
e.安全衛生管理費	① 2.1%	m^2	② 9,019.0	③ 146	④ 1,321,245	

【案2】「一般管理費」の直下に「安全衛生管理費」を一般管理費の内訳として1行記載。

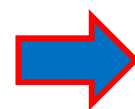
記載事項は1案と同様。

但し一般管理费率は安全衛生経费率を含むものとする。

名 称	仕 様	単 位	員 数	単 価	金 額	備 考
d.一般管理費	18.4%	m^2	9,019.0	1,296	11,692,936	
内 安全衛生管理費	2.1%	m^2	9,019.0	146	1,321,245	

【安全衛生経費の積算方法】

- ① 個別現場の条件等により必要となる安全衛生経費を積算(A)
※各工事において積算
- ② 全ての現場において必要となる安全衛生経費を積算(労務者にかかる安全衛生対策)(B)
※協会が積算し設定
 - 1) 労務者1人あたりの一年間にかかる安全衛生経費を算出
 - 2) 労務者にかかる安全衛生経費①を年収で除したものを安全衛生経费率とする
 - 3) 当該工事の労務費に安全衛生経费率(B)を乗ずる
- ③ 当該工事における安全衛生経費を算出
(A) + (B)



見積り書への記載は
安全衛生経費1式

【個別現場の条件等により必要となる安全衛生経費の積算方法】

個別工事現場の施工内容、現場条件等により必要となる安全衛生経費を積算(A)

計算方法: 施工数量 × 単価

計上項目(記載例)

(1) 仮囲い

(2) 屋根高所作業用手すり

【全ての現場において必要となる安全衛生経費の積算方法-1】

1. 耐用年数が複数年の設備等(保護具等)

労務者1人あたりの一年間にかかる安全衛生経費(a)を算出

計算方法: 単価 / 耐用年数

計上項目

- (1) 保護帽
- (2) 墜落制止用器具(胴ベルト型)
- (3) 墜落制止用器具(フルハーネス型)
- (4) 保護眼鏡
- (5) 安全靴
- (6) 安全チョッキ
- (7) 防塵マスク
- (8) 防塵フィルター
- (9) 耳栓
- (10) 空調服
- (11) 防暑たれ
- (12) 夏季熱中症対策飲料

【全ての現場において必要となる安全衛生経費の積算方法(案)-2】

2. 労務者1人あたりの一年間にかかる安全衛生経費(b)を算出(安全衛生教育、技能講習等)

【設定条件】 労務単価: 公共工事設計労務単価(左官)

年間労働日数: 234日(CCUSレベル別年収で使用している日数)

一日労働時間: 8時間

労務者の労働年数: 40年間(20歳~60歳と仮定)

【計上項目】

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| (1) 雇い入れ時教育 | (2) 送り出し教育の受講 |
| (3) 新規入場者教育の受講 | (4) 安全衛生協議会・職長会への参加 |
| (5) 災害防止協議会・安全パトロールへの参加 | (6) 朝礼・KY活動・一斉清掃等 |
| (7) 職長・安全衛生責任者教育 | (8) 足場組立て等特別教育 |
| (9) 巻上げ機運転特別教育 | |
| (10) 自由研削砥石取替試運転作業者特別教育 | |
| (11) フルハーネス型墜落制止用器具特別教育 | |
| (12) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育 | |
| (13) 高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満) | |
| (14) 職長等再教育及び安全衛生責任者教育 | |
| (15) フォークリフト運転技能講習 | |
| (16) 玉掛け技能講習 | |

【全ての現場において必要となる安全衛生経費の積算方法(案)-3】

3. 健康診断等

労務者1人あたりの一年間にかかる安全衛生経費(c)を算出

計上項目

- (1) 一般定期健康診断
- (2) アルコールチェッカー導入費

全ての現場において必要となる安全衛生経費(B)

① 労務者1人あたりの一年間にかかる安全衛生経費を算出

$$= (a) + (b) + (c)$$

② 労務者にかかる安全衛生経費①を年収で除したものを安全衛生経費率とする

$$= \text{①} / (\text{労務単価} \times \text{年間労働日数})$$

③ 当該工事の労務費に安全衛生経費率(B)を乗ずる

$$= \text{当該工事の労務費} \times \text{②}$$

○ 当該工事における安全衛生経費

$$= (A) + (B)$$